

表 3-2-83 騒音規制法に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

昭和 43 年 11 月 27 日 厚生省・建設省告示第 1 号

規制値・規制区域区分等	騒音の 大きさ	作業ができない 時間（夜間）		1日あたりの 作業時間		同一場所におけ る作業期間		日曜日休日に おける作業
		第1号 区域	第2号 区域	第1号 区域	第2号 区域	第1号 区域	第2号 区域	
特定建設作業の種類	85 デシベル	午後 7時 ～ 翌日 午前 7時	午後 10時 ～ 翌日 午前 6時	10時 間を 超え ない こと	14時 間を 超え ない こと	連続して6日 を超えないこ と	禁止	
1. くい打機等を使用する作業								
2. びょう打機を使用する作業								
3. さく岩機を使用する作業								
4. 空気圧縮機を使用する作業								
5. コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業								
6. バックホウを使用する作業								
7. トラクターショベルを使用する作業								
8. ブルドーザーを使用する作業								
備考	作業の 敷地 に お け る 値	原則として上の 時間に作業を行 ってはならない。	原則として1日 において上の時 間を超えて作業 を行ってはなら ない。	原則として上 の時間を超え て作業を行っ てはならない。	原則として日 曜・休日に作 業を行っては ならない。			
適用除外		A, B, C, D, E	A, B	A, B	A, B, C, D, E, F			

備考) 1. 規制区域区分の第1号区域、第2号区域とは、表3-2-84（昭和52年2月16日山梨県告示第67号）に示した指定地域。

2. 表中のA～Fは次の場合をいう。

- A：災害その他非常の事態のため緊急に行う必要がある場合
- B：人の生命又は身体に対する危険の防止のため行う必要がある場合
- C：鉄道又は軌道の正常な運行確保のため行う必要がある場合
- D：道路法第34条（道路の占用許可）、第35条（協議）による場合
- E：道路交通法第77条第3項（道路の占用許可）、第80条第1項（協議）による場合
- F：電気事業法施行規則第1条第2項第1号の変電所の変更の工事で特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全の確保のため電気工作物の機能を停止して日曜日、休日に行う必要のある場合

表 3-2-84 騒音規制法に基づく特定建設作業に伴う騒音の規制に関する地域の指定

昭和 52 年 2 月 16 日 山梨県告示第 67 号

市町村名	地 域	
	第1号区域	第2号区域
甲府市、 笛吹市	表3-2-81に示した第一種区域、第二種区域及び第三種区域 ならびに表3-2-81に示した第四種区域のうち次に掲げる施設の敷地の周囲 おおむね80メートル以内の区域 1. 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校 2. 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所 3. 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同 条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有する もの 4. 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館 5. 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老 人ホーム	規制区域のうち第1 号区域以外の区域

ウ 自動車騒音の要請限度

自動車騒音(道路交通騒音)は「騒音規制法」に基づき、表 3-2-85 に示すとおり規制されている。

なお、自動車騒音の要請限度に係る地域区分は、「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令別表備考の規定に基づく知事が定める区域」(平成 12 年 3 月 30 日山梨県告示第 161 号)に基づき指定されており、対象事業実施区域及びその周辺は、b 区域となっている。

表 3-2-85 騒音規制法に基づく自動車騒音の大きさの許容限度

平成 12 年 3 月 2 日総理府令第 15 号

区域の区分		範囲 (道路端から)	時間の区分	
			昼間	夜間
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域		適用なし	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域			70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域 及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域			75 デシベル	70 デシベル
幹線交通を担う道路に近接する空間	2 車線以下	15m	75 デシベル	70 デシベル
	3 車線以上	20m		

備考) 1. 地域区分は、「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令別表備考の規定に基づく知事が定める区域」(平成 12 年 3 月 30 日山梨県告示第 161 号)に基づき、以下のとおりとする。

a 区域：第一種区域並びに第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域

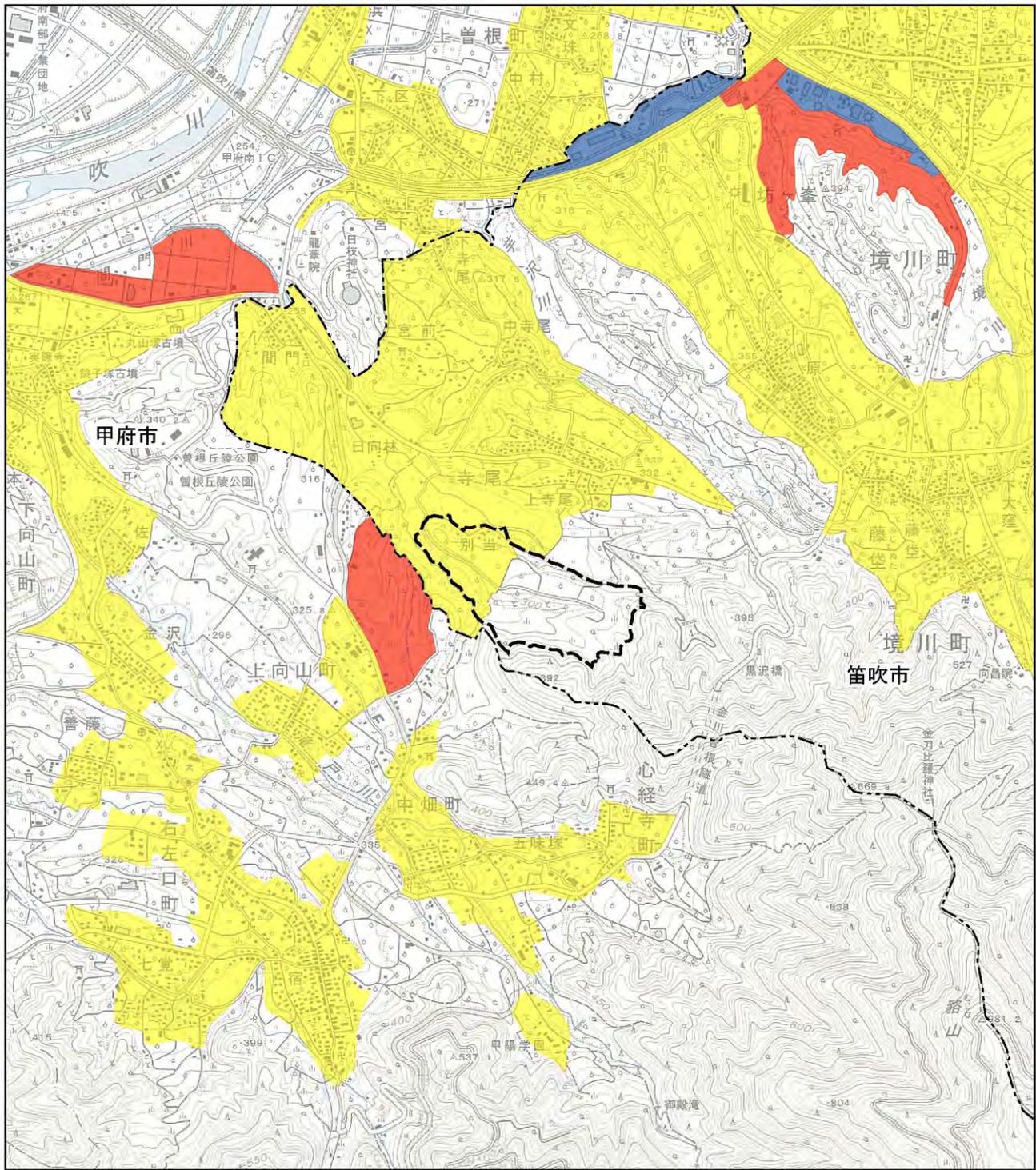
b 区域：第二種区域から第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域を除いた地域

c 区域：第三種区域及び第四種区域

2. 評価の指標は等価騒音レベル

3. 時間区分は次のとおり

昼間：6:00～22:00、夜間：22:00～6:00



凡 例	
	対象事業実施区域
	行政界
	第一種区域
	第二種区域
	第三種区域
	第四種区域

※ 図中の範囲には、第一種区域の指定地域はない。

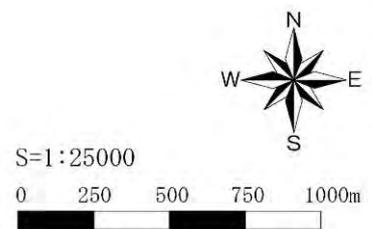


図3-2-35 対象事業実施区域周辺における騒音規制法に基づく規制地域指定状況

イ) 山梨県生活環境の保全に関する条例

ア 特定施設

「山梨県生活環境の保全に関する条例」では、表 3-2-86 に示す特定施設に対して「騒音規制法」と同じ表 3-2-81 に示す規制地域の区分毎に規制されている。

「山梨県生活環境の保全に関する条例」における規制地域の状況は、「騒音規制法」と同様に図 3-2-35 に示すとおりであり、対象事業実施区域及びその周辺は、規制地域（第二種区域）に指定されている。

表 3-2-86 山梨県生活環境の保全に関する条例に基づく騒音に係る特定施設

昭和 51 年 3 月 16 日 山梨県規則 9 号

施設名	規模又は能力
送風機	クーリングタワーに用いるもので、原動機の定格出力 1.5kW 以上 7.5kW 未満のものに限る。
機械プレス	金属加工用のもので、呼び加圧能力が 98kN 以上 294kN 未満のものに限る。
空気圧縮機	原動機の定格出力が 3.75kW 以上 7.5kW 未満のものに限る。
石材切削機	すべてのもの。
コルゲートマシン	すべてのもの。
コンクリートブロックマシン	すべてのもの。
冷媒圧縮機	原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。

備考) この表に掲げる騒音に係る特定施設が騒音規制法第 3 条第 1 項の規定により指定された地域外に設置されるものである場合にあつては、この表は適用しない。

イ 特定建設作業

「山梨県生活環境の保全に関する条例」では、表 3-2-87 に示す特定建設作業に係る規制があり、表 3-2-88 に示すとおり規制地域の区分毎に規制されている。

対象事業実施区域及びその周辺は、図 3-2-35 に示すとおり規制地域（第 1 号区域）に指定されている。

表 3-2-87 山梨県生活環境の保全に関する条例に基づく特定建設作業

昭和 51 年 3 月 16 日 山梨県規則第 9 号

作業内容
1. くい打機を使用する作業(アースオーガーと併用する作業に限る。)
2. パワーショベル(原動機として最高出力 100 馬力以上のディーゼルエンジンを使用するものに限る。)を使用する作業
3. バックホウ(原動機の定格出力が 80 キロワット未満のものに限る。)を使用する作業
4. コンクリートカッターを使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。))

備考) この表に掲げる作業が騒音規制法第 3 条第 1 項の規定により指定された地域外で作業されるものである場合にあつては、この表は適用しない。

表 3-2-88 山梨県生活環境の保全に関する条例に基づく

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

昭和 51 年 3 月 16 日 山梨県規則第 9 号

規制値・規制区域区分等 特定建設作業の種類	騒音の 大きさ	作業ができない 時間（夜間）		1日あたりの 作業時間		同一場所におけ る作業期間		日曜日休日に おける作業
		第1号 区域	第2号 区域	第1号 区域	第2号 区域	第1号 区域	第2号 区域	
1. くい打機等を使用する作業	85 デシベル	午後 7時 ～ 翌日 午前 7時	午後 10時 ～ 翌日 午前 6時	10 時 間を超 えない こと	14 時 間を超 えない こと	連続して 6 日 を超えないこ と		禁 止
2. パワーショベルを使用する 作業	75 デシベル							
3. バックホウを使用する作業								
4. コンクリートカッターを使 用する作業								
備 考	作業場 の敷地 境界に おける 値	原則として上の 時間に作業を行 ってはならない。	原則として1日 において上の時 間を超えて作業 を行ってはなら ない。	原則として上 の時間を超え て作業を行っ てはならない。	原則として日 曜・休日に作 業を行っては ならない。			
適 用 除 外		A, B, C, D, E	A, B, G	A, B	A, B, C, D, E, F			

備考) 1. 規制区域区分の第1号区域、第2号区域とは、表3-2-89（昭和51年3月16日 規則第9号）に示した指定地域。

2. 表中のA～Fは次の場合をいう。

- A：災害その他非常の事態のため緊急に行う必要がある場合
- B：人の生命又は身体に対する危険の防止のため行う必要がある場合
- C：鉄道又は軌道の正常な運行確保のため行う必要がある場合
- D：道路法第34条（道路の占用許可）、第35条（協議）による場合
- E：道路交通法第77条第3項（道路の占用許可）、第80条第1項（協議）による場合
- F：電気事業法施行規則第1条第2項第1号の変電所の変更の工事で特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全の確保のため電気工作物の機能を停止して日曜日、休日に行う必要がある場合
- G：当該特定建設作業がその作業を開始した日に終わる場合

表 3-2-89 山梨県生活環境の保全に関する条例に基づく

特定建設作業に伴う騒音の規制に関する地域の指定

昭和 51 年 3 月 16 日 山梨県規則第 9 号

平成 12 年 10 月 26 日 山梨県告示第 482 号

市町村名	地 域	
	第1号区域	第2号区域
甲府市、 笛吹市	騒音規制法第3条第1項の規定により知事が指定する地域のうち、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省、建設省告示第1号）別表の第1号の規定により、知事が指定した区域及び甲府市の地域のうち知事が指定する区域 （表3-2-81に示した、第一種区域、第二種区域、第三種区域）	騒音規制法第3条第1項の規定により知事が指定した地域のうち、①に掲げる区域以外の区域 （表3-2-81に示した、第四種区域）

ウ) 甲府市環境保全条例

「甲府市環境保全条例」では、表 3-2-90 に示す特定施設に対して「騒音規制法」と同じ表 3-2-81 に示す規制地域の区分毎に規制されている。

「甲府市環境保全条例」における規制地域の状況は、「騒音規制法」と同様に図 3-2-35 に示すとおりであり、対象事業実施区域及びその周辺は、規制地域（第二種区域）に指定されている。

表 3-2-90 甲府市環境保全条例に基づく騒音に係る特定施設

平成 22 年 9 月 28 日規則第 34 号

施設	特定施設の内容
特定施設	貴石又は半貴石の加工用切断機及びバレル研磨機
	機械プレス(金属加工用のもので、呼び加圧能力が 98 キロニュートン未満のものに限る。)
	集じん機(固定式のものに限る。)

③ 振 動

(ア) 規制基準

ア 特定施設

振動については、環境基準は定められておらず、施設の稼働に係る振動については、「振動規制法」に基づき表3-2-91に示す特定施設に対して表3-2-92に示すとおり規制地域の区分毎に規制されている。

なお、対象事業実施区域周辺の規制地域の状況は図3-2-36に示すとおりであり、対象事業実施区域及びその周辺は、規制地域（第一種区域 [工場振動]）に指定されている。

表 3-2-91 特定施設の概要 (振動規制法)

昭和 51 年 10 月 22 日政令第 280 号

施 設 、 規 模 ・ 能 力
金属加工機械 ・ 液圧プレス (矯正プレスを除く) ・ 機械プレス ・ せん断機 (原動機の定格出力が 1kw 以上) ・ 鍛造機 ・ ワイヤフォーミングマシン (原動機の定格出力が 37.5kw 以上)
圧縮機 (原動機の定格出力が 7.5kw 以上)
土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機 (原動機の定格出力が 7.5kw 以上)
織機 (原動機を用いるものに限る)
コンクリートブロックマシン (原動機の定格出力が 2.95kw 以上) 並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械 (原動機の定格出力が 10kw 以上)
木材加工機械 ・ ドラムバーカー ・ チッパー (原動機の定格出力が 2.2kw 以上)
印刷機械 (原動機の定格出力が 2.2kw 以上)
ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機 (カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30kw 以上)
合成樹脂用射出成形機
鋳造型機 (ジョルト式のものに限る)

表 3-2-92 振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動に関する基準

昭和 54 年 3 月 14 日山梨県告示第 100 号

区域の区分	時間の区分	昼 間	夜 間
		(午前 8 時から午後 7 時まで)	(午後 7 時から翌日の午前 8 時まで)
第一種区域	地域の当てはめは図 3-2-36 の色分けによって指定。	60 デシベル	55 デシベル
第二種区域		65 デシベル	60 デシベル

備考) 1. 規制基準を適用する地域及び区域は、図 3-2-36 に着色された部分とする。

2. 第一種区域及び第二種区域の区域内に所在する次の各号に掲げる施設の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における規制基準値は、右欄に掲げるそれぞれの基準値から 5 デシベルを減じた値とする。

- 1) 学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) 第 1 条に規定する学校
- 2) 児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) 第 7 条第 1 項に規定する保育所
- 3) 医療法 (昭和 23 年法律第 205 号) 第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
- 4) 図書館法 (昭和 25 年法律第 118 号) 第 2 条第 1 項に規定する図書館
- 5) 老人福祉法 (昭和 38 年法律第 133 号) 第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム

イ 特定建設作業

建設作業については、「振動規制法」に基づく特定建設作業（表 3-2-93）に係る規制があり、表 3-2-94 に示すとおり規制地域の区分毎に規制されている。

なお、対象事業実施区域周辺の規制地域の状況は図 3-2-36 に示すとおりであり、対象事業実施区域及びその周辺は、規制地域（第一号区域 [建設作業振動]）に指定されている。

表 3-2-93 振動規制法に基づく特定建設作業

昭和 51 年 10 月 22 日政令第 280 号

作 業 内 容
1. くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3. 舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。）
4. ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。）

表 3-2-94 振動規制法に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

振動規制法施行規則（昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号）

特定建設作業の種類	基準値	作業ができない時間		1 日あたりの作業時間		同一場所における作業期間	日曜日、休日における作業
		第一号区域	第二号区域	第一号区域	第二号区域		
くい打機等を使用する作業 鋼球を使用して破壊する作業 舗装版破砕機を使用する作業 ブレーカーを使用する作業	75 デシベル	午後 7 時 ～ 翌日午前 7 時	午後 10 時 ～ 翌日午前 6 時	10 時間を超えないこと	14 時間を超えないこと	連続して 6 日を超えないこと	禁 止
備 考	作業場の敷地境界における値	原則として上の時間に作業を行ってはならない。		原則として 1 日において上の時間を超えて作業を行ってはならない。		原則として上の時間を超えて作業を行ってはならない。	原則として日曜・休日に行つてはならない。
適 用 除 外		A, B, C, D, E		A, B		A, B	A, B, C, D, E, F

備考) 1. 規制区域区分の第 1 号区域、第 2 号区域とは、表 3-2-95（昭和 51 年 3 月 16 日 規則第 9 号）に示した指定地域。

2. 規制基準の適用は、対象事業実施区域の敷地境界線上である。

3. 表中の A～F は次の場合をいう。

A：災害その他非常の事態のため緊急に行う必要がある場合

B：人の生命又は身体に対する危険の防止のため行う必要がある場合

C：鉄道又は軌道の正常な運行確保のため行う必要がある場合

D：道路法第 34 条(道路の占用許可)、第 35 条(協議)による場合

E：道路交通法第 77 条第 3 項(道路の占用許可)、第 80 条第 1 項(協議)による場合

F：電気事業法施行規則第 1 条第 2 項第 1 号の変電所の変更の工事で特定建設作業に従事する者の生命は身体に対する安全の確保のため電気工作物の機能を停止して日曜日、休日に行う必要がある場合

表 3-2-95 特定建設作業に係る振動の規制基準の区域の区分

振動規制法施行規則（昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号）
昭和 54 年 3 月 14 日山梨県告示第 101 号

区 分	内 容
第 1 号区域	①規制図面中、緑色(第 1 種区域)又は黄色(第 2 種区域)に色分けした区域 ②規制図面中、赤色(第 2 種区域)に色分けした区域のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 80m 以内の範囲
第 2 号区域	指定地域のうち、第 1 号区域以外の区域

ウ 道路交通振動の要請限度

自動車振動(道路交通振動)は「振動規制法」に基づき、表 3-2-96 に示すとおり規制されている。

なお、対象事業実施区域周辺の規制地域の状況は図 3-2-36 に示すとおりであり、対象事業実施区域の一部及びその周辺は、規制地域(第一種区域 [道路交通振動])に指定されている。

表 3-2-96 振動規制法に基づく道路交通振動の限度

昭和 51 年 10 月 22 日政令第 280 号

区 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
	昼 間	夜 間
第一種区域	65 デシベル	60 デシベル
第二種区域	70 デシベル	65 デシベル

備考) 1. 区域の区分及び時間の区分は昭和 54 年 3 月 14 日山梨県告示第 102 号による。

- ・ 区域の区分は図 3-2-36 に色分けされたとおりである。
- ・ 時間の区分は次のとおりとする。

昼間：8:00～19:00、夜間：19:00～8:00

④ 悪臭

(7) 規制基準

「悪臭防止法」では、工場・事業場における事業活動に伴って発生する悪臭物質に対する規制基準を定めることとなっており、山梨県では「悪臭防止法」第4条2項の規定により、表3-2-97(1)～(3)のとおり地域の区分ごとに臭気指数の許容限度として規制基準を定めている。

対象事業実施区域周辺の規制地域の状況は、図3-2-37に示すとおりであり、対象事業実施区域のある笛吹市境川町寺尾地区の一部は、A区域の規制基準値が適用される。

なお、甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市においては、特に悪臭を規制する基準は定められていない。

表3-2-97(1) 悪臭防止法に基づく敷地境界線における規制基準値

平成16年10月28日山梨県告示第496号

区 分	許容限度 (臭気指数)
A 区域	13
B 区域	15
C 区域	17

備考) 区域の区分は図3-2-37に色分けされたとおりである。

表3-2-97(2) 悪臭防止法に基づく排出口における規制基準

平成16年10月28日山梨県告示第496号

<排出口の実高さが15m以上の施設>

次に定める式により臭気排出強度の量を算出するものとする。

$$q_t = (60 \times 10^A) / (F_{max})$$

$$A = (L) / (10) - 0.2255$$

ここに、

q_t : 排出ガスの臭気排出強度 (m³/分) (標準状態に換算)

F_{max} : 別表第三に定める式により算出される $F(x)$ (標準状態の臭気排出強度 1m³/秒に対する排出口からの風下距離 x (m) における地上での臭気濃度) の標準状態での最大値 (m³/秒)。

ただし、 $F(x)$ の最大値として算出される値が、1/(標準状態の排出ガスの流量 (m³/秒)) を超えるときは、1/(排出ガスの流量) とする。

L : 法第四条第二項第一号の規制基準として定められた値

上記の F_{max} の値は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める条件により算出するものとする。

- 1) 法第4条第2項第3号の環境省令に定める方法により算出される初期排出高さが、環境大臣が定める方法により算出される周辺最大建物の高さの2.5倍以上となる場合：

排出口からの風下距離が排出口と敷地境界の最短距離以上となる区間における最大値

- 2) 法第4条第2項第3号の環境省令に定める方法により算出される初期排出高さが、環境大臣が定める方法により算出される周辺最大建物の高さの2.5倍未満となる場合：

排出口からの風下距離がただし書きにより定めるR以上となる区間における最大値

ただし、Rは排出口と敷地境界の最短距離と、環境大臣が定める方法で算出される周辺最大建物と敷地境界の最短距離のうち、いずれか小さい値

< 排出口の実高さが 15m 未満の施設 >

次の式により排出ガスの臭気指数を算出する方法とする。

$$I = 10 \times \log C$$

$$C = K \times H_b^2 \times 10 B$$

$$B = (L) / (10)$$

ここに、

I 排出ガスの臭気指数

K 次表の上欄に掲げる排出口の口径の区分ごとに、同表の下欄に掲げる値

ただし、排出口の形状が円形でない場合、排出口の口径はその断面積を円の面積とみなしたときの円の直径とする。

排出口の口径が 0.6m 未満の場合	0.69
排出口の口径が 0.6m 以上 0.9m 未満 場	0.20
排出口の口径が 0.9m 以上の場合	0.10

H_b 周辺最大建物の高さ (m)

ただし、算出される値が 10 未満である場合又は 10 以上であって排出口の実高さ (m) の値の 1.5 倍以上である場合には、第一欄に掲げる算出される値の大きさ及び第二欄に掲げる排出口の実高さごとに、同表の第三欄に掲げる式により算出される高さ (m) とする。

10 未満	6.7m 以上	10m
	6.7m 未満	排出口の実高さの 1.5 倍
10 以上であって排出口の実高さ (m) の値の 1.5 倍以上	排出口の実高さの 1.5 倍	

L 法第 4 条第 2 項第 1 号の規制基準として定められた値)

なお、初期排出高さの算出は、次式により行うものとする。ただし、当該方法により算出される値が排出口の実高さの値を超える場合、初期排出高さは排出口の実高さ (m) とする。

$$H_i = H_o + 2 (V - 1.5) D$$

ここに、

H_i 初期排出高さ (m)

H_o 排出口の実高さ (m)

V 排出ガスの排出速度 (m/秒)

D 排出口の口径 (m)

ただし、排出口の形状が円形でない場合には、その断面積を円の面積とみなしたときの円の直径とする。

表 3-2-97(3) 悪臭防止法に基づく排水の規制基準

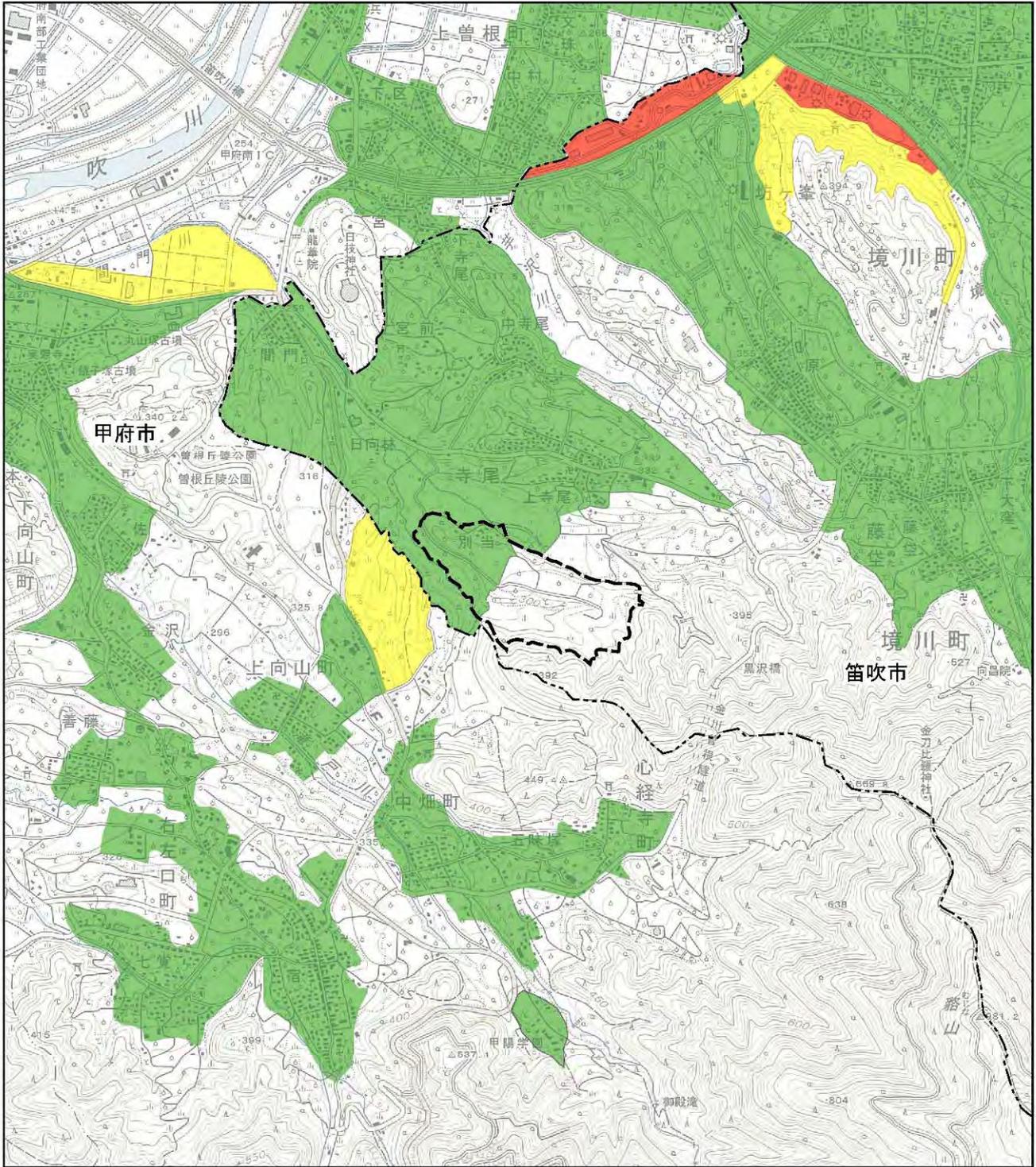
法第 4 条第 2 項第 3 号の環境省令で定める方法は、次の式により排水の臭気指数を算出する方法とする。

$$I_w = L + 16$$

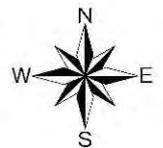
ここに、

I_w 排水の臭気指数

L 法第 4 条第 2 項第 1 号の規制基準として定められた値



凡 例	
	対象事業実施区域
	行政界
	A区域
	B区域
	C区域



S=1:25000

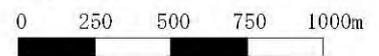


図3-2-37 対象事業実施区域周辺における悪臭防止法に基づく規制地域指定状況

⑤ 水質汚濁

(ア) 環境基準

「環境基本法」に基づく人の健康の保護に関する環境基準は、表 3-2-98 に示す物質について全公共用水域に対し定められている。

表 3-2-98 人の健康の保護に関する環境基準

昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/ℓ以下
六価クロム	0.05mg/ℓ以下
砒 素	0.01mg/ℓ以下
総水銀	0.0005mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB(ポリ塩化ビフェニル)	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/ℓ以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
チウラム	0.006mg/ℓ以下
シマジン	0.003mg/ℓ以下
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
セレン	0.01mg/ℓ以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
ふっ素	0.8mg/ℓ以下
ほう素	1mg/ℓ以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下

- 備考) 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと。」とは、第九条の四の規定に基づき環境大臣が定める方法により地下水の汚染状態を測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

また、「環境基本法」に基づく生活環境の保全に関する環境基準は、類型指定された水域に対して表 3-2-99 に示すとおり定められている。

対象事業実施区域の北側を流れる間門川及び対象事業実施区域の南側を流れる蟹沢川については、類型指定されていないが、これらが流入する笛吹川は A 類型に指定されている（図 3-2-38）。

表 3-2-99 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境の保全に関する環境基準）

【河川】（湖沼を除く。）

ア

昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全 及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	50MPN /100ml以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	1,000MPN /100ml以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	5,000MPN /100ml以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/ℓ 以下	50 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水 及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/ℓ 以下	100 mg/ℓ 以下	2 mg/ℓ 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/ℓ 以下	ごみ等の 浮遊が認められないこと	2 mg/ℓ 以上	—

備考) 1. 基準値は、日間平均値とする。

イ

平成 15 年 11 月 5 日環境省告示第 123 号

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/ℓ以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/ℓ以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/ℓ以下
生物特 B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/ℓ以下

備考) 1. 基準値は、年間平均値とする。

地下水については、「環境基本法」に基づき、地下水の水質汚濁に係る環境基準が表 3-2-100 のとおり定められている。

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく、水質汚濁に係るダイオキシン類の環境基準は表 3-2-101 に示すとおりである。

表 3-2-100 地下水の水質汚濁に係る環境基準

平成 9 年 3 月 13 日環境庁告示第 10 号

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/ℓ以下
六価クロム	0.05mg/ℓ以下
砒 素	0.01mg/ℓ以下
総水銀	0.0005mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB(ポリ塩化ビフェニル)	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
チウラム	0.006mg/ℓ以下
シマジン	0.003mg/ℓ以下
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
セレン	0.01mg/ℓ以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
ふっ素	0.8mg/ℓ以下
ほう素	1mg/ℓ以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下

- 備考) 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 2. 「検出されないこと。」とは、第九条の四の規定に基づき環境大臣が定める方法により地下水の汚染状態を測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。
 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
 4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

表 3-2-101 ダイオキシン類（水質）に係る環境基準

平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号

平成 14 年 7 月 22 日環境省告示第 46 号

媒 体	基 準 値
水質（水底の底質を除く）	1pg-TEQ/ℓ以下

- 備考) 1. ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ラジキシの毒性に換算した値とする。
 2. 基準値は、年間平均値とする。

(イ) 規制基準

ア) 水質汚濁防止法

「水質汚濁防止法」に基づく特定施設を設置する事業場（特定事業場）の排水に係る排水基準（一律基準）は、表 3-2-102(1)～(2)に示すとおりであり、特定施設を設置する事業場を対象として全ての公共用水域に適用される。

表 3-2-102(1) 排水基準を定める総理府令「水質汚濁防止法」に基づく一律排水基準

【有害物質】 昭和 46 年 6 月 21 日 総理府令第 35 号

項 目	一律排水基準
カドミウム及びその化合物	0.1mg/ℓ
シアン化合物	1mg/ℓ
有機リン化合物（パ ^ラ チオン、メチルパ ^ラ チオン、メチルメトン及び EPN に限る）	1mg/ℓ
鉛及びその化合物	0.1mg/ℓ
六価クロム化合物	0.5mg/ℓ
砒素及びその化合物	0.1mg/ℓ
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/ℓ
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
PCB(ポリ塩化ビフェニル)	0.003mg/ℓ
ジクロロメタン	0.2mg/ℓ
四塩化炭素	0.02mg/ℓ
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/ℓ
1,1-ジクロロエチレン	1.0mg/ℓ
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/ℓ
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/ℓ
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/ℓ
トリクロロエチレン	0.3mg/ℓ
テトラクロロエチレン	0.1mg/ℓ
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/ℓ
チウラム	0.06mg/ℓ
シマジン	0.03mg/ℓ
チオベンカルブ	0.2mg/ℓ
ベンゼン	0.1mg/ℓ
セレン及びその化合物	0.1mg/ℓ
ほう素及びその化合物	10mg/ℓ (海域以外)
ふっ素及びその化合物	8mg/ℓ (海域以外)
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/ℓ アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量
1,4-ジオキサン	0.5mg/ℓ

備考) 1. 「検出されないこと。」とは、第二条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

表 3-2-102(2) 排水基準を定める総理府令「水質汚濁防止法」に基づく一律排水基準

【生活項目】

昭和 46 年 6 月 21 日 総理府令第 35 号

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度 (pH)	河川及び湖沼 : 5.8 以上 8.6 以下 海域 : 5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量(BOD)	最大 160mg/ℓ (日間平均 120mg/ℓ)
化学的酸素要求量(COD)	最大 160mg/ℓ (日間平均 120mg/ℓ)
浮遊物質 (SS)	最大 200mg/ℓ (日間平均 150mg/ℓ)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類)	最大 5mg/ℓ
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物類)	最大 30mg/ℓ
フェノール類含有量	最大 5mg/ℓ
銅含有量	最大 3mg/ℓ
亜鉛含有量	最大 2mg/ℓ
溶解性鉄含有量	最大 10mg/ℓ
溶解性マンガン含有量	最大 10mg/ℓ
クロム含有量	最大 2mg/ℓ
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³
窒素含有量	最大 120mg/ℓ (日間平均 60mg/ℓ)
りん含有量	最大 16mg/ℓ (日間平均 8mg/ℓ)

- 備考 1. 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が 50m³ 以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。
 - 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。
 - 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
 - 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1 リットルにつき 9,000 ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
 - 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

イ) 下水道法

対象事業実施区域及びその周辺では、「下水道法」及び「笛吹市下水道条例」に基づいて、表 3-2-103 に示すとおり下水道排除基準が定められている。

表 3-2-103 「下水道法」等に基づく下水道排除基準

分類	区分	対象基準	特定施設に係る基準(直罰基準)				除害施設設置基準		
		対象者	既設特定事業場		新設特定事業場		下水に排除する事業場		
		排水量(m ³ /日)	20 m ³ /日未満	20 m ³ /日以上	20 m ³ /日未満	20 m ³ /日以上	50 m ³ /日以上		
下水道法の政令で定める基準	処理困難な物質に係る基準	カドミウム及びその化合物	検出されないこと				検出されないこと		
		シアン化合物	0.1mg/ℓ以下				0.1mg/ℓ以下		
		有機燐化合物	検出されないこと				検出されないこと		
		鉛及びその化合物	0.1mg/ℓ以下				0.1mg/ℓ以下		
		六価クロム化合物	0.05mg/ℓ以下				0.05mg/ℓ以下		
		砒素及びその化合物	0.05mg/ℓ以下				0.05mg/ℓ以下		
		水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005mg/ℓ以下				0.005mg/ℓ以下		
		アルキル水銀	検出されないこと				検出されないこと		
		ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/ℓ				0.003mg/ℓ		
		トリクロロエチレン	0.3mg/ℓ				0.3mg/ℓ		
		テトラクロロエチレン	0.1mg/ℓ				0.1mg/ℓ		
		ジクロロメタン	0.2mg/ℓ				0.2mg/ℓ		
		四塩化炭素	0.02mg/ℓ				0.02mg/ℓ		
		1,2-ジクロロエタン	0.04mg/ℓ				0.04mg/ℓ		
		1,1-ジクロロエチレン	0.2mg/ℓ				0.2mg/ℓ		
		シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/ℓ				0.4mg/ℓ		
		1,1,1-トリクロロエタン	3mg/ℓ				3mg/ℓ		
		1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/ℓ				0.06mg/ℓ		
		1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/ℓ				0.02mg/ℓ		
		チウラム	0.06mg/ℓ				0.06mg/ℓ		
		シマジン	0.03mg/ℓ				0.03mg/ℓ		
		チオベンカルブ	0.2mg/ℓ				0.2mg/ℓ		
		ベンゼン	0.1mg/ℓ				0.1mg/ℓ		
		セレン及びその化合物	0.1mg/ℓ				0.1mg/ℓ		
		ほう素及びその化合物	10mg/ℓ以下				10mg/ℓ以下		
		ふっ素及びその化合物	8mg/ℓ以下	5mg/ℓ以下	8mg/ℓ以下	1mg/ℓ以下	1mg/ℓ以下		
		フェノール類	—	1mg/ℓ以下	—	1mg/ℓ以下	1mg/ℓ以下		
		銅及びその化合物	—	1mg/ℓ以下	—	1mg/ℓ以下	1mg/ℓ以下		
		亜鉛及びその化合物	—	1mg/ℓ以下	—	1mg/ℓ以下	1mg/ℓ以下		
		鉄及びその化合物(溶解性)	—	5mg/ℓ以下	—	1mg/ℓ以下	1mg/ℓ以下		
		マンガン及びその化合物 (溶解性)	—	1mg/ℓ以下	—	1mg/ℓ以下	1mg/ℓ以下		
		クロム及びその化合物	—	1mg/ℓ以下	—	0.5mg/ℓ以下	0.5mg/ℓ以下		
		ダイオキシン類	10pg・TEQ/ℓ未満				10pg・TEQ/ℓ未満		
		1,4-ジオキサン	0.5mg/ℓ以下				0.5mg/ℓ以下		
		笛吹市下水道条例で定める基準	処理可能な項目に係る基準	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	380(125)mg/ℓ以下				380(125)mg/ℓ未満
				生物化学的酸素要求量(BOD)	50 m ³ /日 以上	600(300)mg/ℓ未満			600(300)mg/ℓ未満
				浮遊物質(SS)		600(300)mg/ℓ未満			600(300)mg/ℓ未満
				ノルマル 鉱油類		5mg/ℓ以下			5mg/ℓ以下
				ヘキサン 動植物油脂類		30mg/ℓ以下			30mg/ℓ以下
				窒素含有量		240(150)mg/ℓ未満			240(150)mg/ℓ未満
燐含有量	32(20)mg/ℓ未満			32(20)mg/ℓ未満					
水素イオン濃度(pH)	5を超え9未満(5.7~8.7)			5を超え9未満 (5.7~8.7)					
温度	—			45℃(40℃)未満					
汚濁消費量	—			220mg/ℓ未満					

資料) 山梨県の下水道排除基準(山梨県 下水道課)

備考 1 窒素含有量及び燐含有量の基準は、下水を排除する終末処理施設の放流水がこれらの項目について規制を受ける公共用水域に排出される場合に適用される。

2 「特定事業場」とは、下水処理場に汚水を排除する事業場であって法令で定めるもの。

3 「既設特定事業場」とは、S50.8.1 現在において設置されている特定事業場。

4 「新設特定事業場」とは、S50.8.1 以降に設置される特定事業場をいう。

5 アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量、BOD、SS、pH、濃度、窒素含有量、燐含有量に係る()内の数値は製造業又はガス供給業に適用する。

6 平成19年6月30日まで、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素は、業種により暫定排水基準を適用する。

ウ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年12月25日法律第137号)に基づく「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」(昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号)により管理型処分場の保有水等集排水設備により集められた保有水等について、放流水質基準が表3-2-104(1)～(2)に示すとおり定められている。

表3-2-104(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく基準

昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号

項目	基準値
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005mg/ℓ以下
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.1mg/ℓ以下
鉛及びその化合物	鉛 0.1mg/ℓ以下
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メリンダト 及びエチルパラチオン、フェニルチオベンゼンホスホネート（別名 EPN）に限る。）	1mg/ℓ以下
六価クロム化合物	六価クロム 0.5mg/ℓ以下
砒素及びその化合物	砒素 0.1mg/ℓ以下
シアン化合物	シアン 1mg/ℓ以下
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/ℓ以下
トリクロロエチレン	0.3mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下
ジクロロメタン	0.2mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.02mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.2mg/ℓ以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/ℓ以下
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/ℓ以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/ℓ以下
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/ℓ以下
チウラム	0.06mg/ℓ以下
シマジン	0.03mg/ℓ以下
チオベンカルブ	0.2mg/ℓ以下
ベンゼン	0.1mg/ℓ以下
セレン及びその化合物	セレン 0.1mg/ℓ以下
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 当分の間、ほう素 50mg/ℓ以下 海域に排出されるもの 当分の間、ほう素 230mg/ℓ以下
ふっ素及びその化合物	海域に排出されるもの 15mg/ℓ以下(海域以外の公共用水域に排出される ものは、当分の間、適用するものとする。)
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化 合物及び硝酸化合物	1リットルにつきアンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性 窒素の合計量 200mg 以下

表 3-2-104(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく基準

昭和 52 年 3 月 14 日総理府・厚生省令第 1 号

項目	基準値
水素イオン濃度（水素指数）(pH)	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8 以上 8.6 以下 海域に排出されるもの 5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量(BOD)	60mg/ℓ以下
化学的酸素要求量(COD)	90mg/ℓ以下
浮遊物質(SS)	60mg/ℓ以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/ℓ以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/ℓ以下
フェノール類含有量	5mg/ℓ以下
銅含有量	3mg/ℓ以下
亜鉛含有量	2mg/ℓ以下
溶解性鉄含有量	10mg/ℓ以下
溶解性マンガン含有量	10mg/ℓ以下
クロム含有量	2mg/ℓ以下
大腸菌群数	3000 個/cm ³ 以下
窒素含有量	120(日間平均 60)mg/ℓ以下
磷含有量	16(日間平均 8)mg/ℓ以下

備考

1 「検出されないこと」とは、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

2 「日間平均」による排水基準値は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

3 海域及び湖沼に排出される放流水については生物化学的酸素要求量を除き、それ以外の公共用水域に排出される放流水については化学的酸素要求量を除く。

4 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるものを含む)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。

5 磷含有量についての排水基準は、磷が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。

エ) ダイオキシソ類対策特別措置法

ダイオキシソ類については「ダイオキシソ類対策特別措置法」に基づき、廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するものについて、表 3-2-105(1)に示す水質に係るダイオキシソ類の排出基準値が定められている。

さらに同法に基づき、一般廃棄物最終処分場及び管理型の産業廃棄物最終処分場の放流水について、表 3-2-105(2)に示す水質に係るダイオキシソ類の排出基準値が定められている。

表 3-2-105(1) 廃棄物処理施設（焼却施設）に係るダイオキシソ類の水質排水基準

平成 11 年 12 月 27 日 総理府令第 67 号

項目	排水基準
ダイオキシソ類	10pg-TEQ/ℓ以下

備考) 1. 対象となる施設は、ダイオキシソ類対策特別措置法施行令別表第 2 に掲げる施設 1 号から 19 号に掲げる施設。

表 3-2-105(2) 最終処分場に係るダイオキシソ類の水質排水基準

平成 12 年 1 月 14 日総理府・厚生省令第 2 号

項目	排水基準
ダイオキシソ類	10pg-TEQ/ℓ以下

備考) 1. 対象となる施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 7 条第 14 号ハに掲げる産業廃棄物の最終処分場。

カ) 山梨県生活環境の保全に関する条例

ア 排水基準

「山梨県生活環境の保全に関する条例」では、表 3-2-106～107 に示すとおり適用水域ごとに「水質汚濁防止法」第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準(上乘せ排水基準)を定めている。

また、「山梨県生活環境の保全に関する条例」では、条例で定めた指定工場、特定施設に対し、汚水に係る規制基準を定めているが、対象事業は「山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則」に定める汚水に係る指定工場、特定施設ではないため、適用されない。

表 3-2-106 山梨県生活環境の保全に関する条例に基づく上乘せ排水基準(有害物質)

昭和 50 年 7 月 12 日 山梨県条例第 12 号

有害物質の種類 及び許容限度		カドミウム 及びその化 合物	シアン化合 物	有機りん化 合物(パラ チオン、メ チルパラチ オン、メチ ルジメント 及び EPN に限る。)	六価クロ ム化合物	砒素及び その化合 物	ふっ素及びその化 合物
区分	適用水域						
特定事業 場	全公共用 水域	検出されな いこと。	1ℓにつきシ アン 0.1mg	検出されない こと。	1ℓにつき 六価クロ ム 0.05mg	1ℓにつ き砒素 0.05mg	新設にあつては、1ℓ につきふっ素 1mg 既設にあつては、1ℓ につきふっ素 5mg

備考

- 「特定事業場」とは、水質汚濁防止法第 2 条第 2 項に規定する特定施設を設置する工場又は事業場をいう。
- この表の数値は、排水基準を定める省令(昭和 46 年総理府令第 35 号。以下「府令」という。)第 2 条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。
- 「検出されないこと。」とは、府令第 2 条に規定する方法により検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 「新設」とは、昭和 50 年 8 月 1 日の後において設置される特定事業場をいい、「既設」とは、昭和 50 年 8 月 1 日において現に設置されている特定事業場(同日において設置の工事を行っているものを含む。)及び一の施設が水質汚濁防止法第 2 条第 2 項に規定する特定施設となった際現にその施設を設置している特定事業場(その際特定施設の設置の工事を行っているものを含む。当該特定事業場が「新設」の特定事業場となっている場合にあつては、新設とする。)をいう。
- ふっ素及びその化合物についての排水基準は、し尿処理施設を設置する特定事業場(他の特定施設を併設するものを除く。)、畜産農業又はサービス業の用に供する豚房施設、牛房施設又は馬房施設を設置する特定事業場及び旅館業に属する特定事業場並びにこれら以外の特定事業場であつて、一日当たりの平均的な排出水の量が 20 立方メートル未満であるものから排出される排水については、適用しない。

表 3-2-107 山梨県生活環境の保全に関する条例に基づく上乘せ排水基準(有害物質以外)

昭和 50 年 7 月 12 日 山梨県条例第 12 号
 単位：mg/l(ただし、大腸菌群数は個/cm³)

項目及び許容限度			生物化学的酸素要求量	化学的酸素要求量	浮遊物質	ノルマサン抽出物含有量	マキシル含有量	フェノール類含有量	銅含有量	亜鉛含有量	溶解性鉄含有量	溶解性マンガン含有量	クロム含有量	大腸菌群数	
区分	適用水域	1日当たりの平均的な排出水の量													
特定事業場	し尿処理施設を設置するもの (他の特定施設を併設するものを除く。)	新設	全公共用水域	20m ³ 以上	20(15)	20(15)	50(30)							1,000	
		既設			40(30)	40(30)	50(30)							1,000	
	下水道終末処理施設を設置するもの	新設			20(15)	20(15)	50(30)	10	1	1	1	1	0.5	1,000	
		既設			40(30)	40(30)	50(30)	10	1	1	1	5	1	1,000	
	畜産農業又はサービス業の用に供する豚房施設、牛房施設又は馬房施設を設置するもの	新設	富士五湖水域	7.5m ³ 以上	30(20)	30(20)	50(30)								
			市街化区域内の水域	7.5m ³ 以上	80(60)	80(60)	150(120)								
既設		上記以外の公共用水域	7.5m ³ 以上 50m ³ 未満	140(110)	140(110)	180(140)									
		全公共用水域	7.5m ³ 以上 50m ³ 未満	80(60)	80(60)	150(120)									
旅館業	新設	全公共用水域	20m ³ 以上	30(20)	30(20)	50(30)	10							1,000	
		自然公園区域内の水域	20m ³ 以上	60(50)	60(50)	90(70)	10							1,000	
	既設	上記以外の公共用水域	20m ³ 以上 50m ³ 未満	100(85)	100(85)	140(110)	15							1,000	
		全公共用水域	20m ³ 以上 50m ³ 未満	60(50)	60(50)	90(70)	10							1,000	
上記以外の特定施設を設置するもの	新設	全公共用水域	20m ³ 以上	30(20)	30(20)	50(30)	10	1	1	1	1	1	0.5	1,000	
	既設			60(50)	60(50)	90(70)	10	1	1	1	5	1	1	1,000	

※府令別表第 2 に定める水素イオン濃度の排水基準については、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50 立方メートル未満である特定事業場から排出される排水についても適用する。

備考

- 別表第 1 の備考 1、2 及び 4 の規定は、この表に掲げる有害物質以外のものに係る排水基準について準用する。
- 「富士五湖水域」とは、次に掲げる湖沼及びこれに流入する公共用水域をいう。
 山中湖、河口湖、西湖、精進湖、本栖湖
- 「市街化区域内の水域」とは、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 7 条第 1 項の市街化区域内の公共用水域をいう。
- 「自然公園区域内の水域」とは、自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)第 5 条第 1 項の規定により指定された国立公園及び同条第 2 項の規定により指定された国定公園並びに山梨県立自然公園条例(昭和 32 年山梨県条例第 74 号)第 5 条第 1 項の規定により指定された県立自然公園の区域内の公共用水域をいう。
- ()内の数値は、日間平均を示す。
- 生物化学的酸素要求量に係る排水基準は、湖沼以外の公共用水域に排出される排水について適用し、化学的酸素要求量に係る排水基準は、湖沼に排出される排水について適用する。

⑥ 底 質

(ア)環境基準

「ダイオキシン類対策措置法」に基づき、底質に係るダイオキシン類の環境基準が表 3-2-108 に示すとおり定められている。

なお、底質に係るダイオキシン類の環境基準は、全ての公共用水域の水底の底質について適用される。

表 3-2-108 ダイオキシン類（底質）に係る環境基準

平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号

平成 14 年 7 月 22 日環境省告示第 46 号

項 目	環境基準
ダイオキシン類	150pg-TEQ/g 以下

備考) 1. 底質環境基準は、我が国及び諸外国において検討され、集約された科学的知見に基づき、底質中に含まれるダイオキシン類がダイオキシン類の水への供給源(汚染源)となっていることを踏まえ、底質中の間隙水の濃度に着目して底質濃度を規定する分配平衡法と、実際にダイオキシン類に汚染された底泥を用いて水への振とう分配試験を行い、水質への影響を考慮する方法により数値を算定し、定められたものである。

⑦ 土壌汚染

(ア)環境基準

「環境基本法」に基づく土壌汚染に係る環境基準は表 3-2-109 に示すとおりである。

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく、土壌に係るダイオキシン類の環境基準は表 3-2-110 に示すとおりである。

なお、土壌汚染に係る環境基準は、汚染がもつぱら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の別表の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については、適用されない。

表 3-2-109 土壌汚染に係る環境基準

平成 3 年 8 月 23 日 環境庁告示第 46 号

項 目	基 準 値
カドミウム	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg について 1mg 未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1ℓにつき 0.05mg 以下であること。
砒 素	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1ℓにつき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB(ポリ塩化ビフェニル)	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1ℓにつき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1ℓにつき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1ℓにつき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.02mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1ℓにつき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1ℓにつき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1ℓにつき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1ℓにつき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1ℓにつき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1ℓにつき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1ℓにつき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1ℓにつき 1mg 以下であること。

表 3-2-110 ダイオキシン類(土壌)に係る環境基準

平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号

項目	環境基準値
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g 以下

備考) 1. ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシン類の毒性に換算した値とする。

2. 環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

(イ)農用地の土壌の汚染防止等に関する法律

「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」に基づく対策地域の指定状況は、山梨県では指定地域はない。

(ウ)土壌汚染対策法

「土壌汚染対策法」に基づく指定区域は、対象事業実施区域及びその周辺では指定されていない。

⑧ 地盤沈下

(ア)工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律

地盤沈下については、「工業用水法」及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」に基づいて、特定の地域を指定し、地下水揚水を規制しているが、山梨県では地域指定はない。

(イ)山梨県地下水資源の保護および採取適正化に関する要綱

「山梨県地下水資源の保護および採取適正化に関する要綱」では、地下水の無秩序な採取を規制して地下水資源を保護すると共に、地盤沈下を未然に防止する観点から、採取適正化地域(第1種地域及び第2種地域)を設け、一定量以上の地下水を採取する場合、井戸設置者の手続き及び技術上の基準を定めている。

対象事業実施区域が位置する笛吹市境川町は、全域が第1種地下水採取適正化地域に指定されている。

表 3-2-111 井戸設置に関する指導内容（山梨県）

指導対象となる採取量	井戸設置協議書の提出先	指導内容
100 m ³ /日以上 1,000 m ³ /日未満	市町村へ提出	1 共通基準 (1) 県または市町村が定めている土地利用の計画に反していないこと。 (2) 隣接する既設井戸に支障を及ぼさない程度の採取量であること。 (3) 排水施設が十分講じられていること。 (4) 量水計が設置されていること。 (5) 自噴井については、制水設備の設置等により不使用時の流失防止対策が講じられていること。 2 第1種地下水採取適正化地域における特別基準 (1) 他の水源の利用について十分な検討がなされていること。 (2) 回収方式または回流方式等の地下水の有効利用の方法について十分な検討がなされていること。
1,000 m ³ /日以上	市町村を経由して県へ提出	

(ウ) 笛吹市地下水資源の保全及び採取適正化条例

「笛吹市地下水資源の保全及び採取適正化条例」では、地下水採取の適正化を図り、地下水資源の保全と、大量摂取による地盤沈下を未然に防止するため、採取許可の申請、許可の基準を定めている。

表 3-2-112 井戸の採掘に関する許可基準（笛吹市）

採取量	手続き	許可基準
10 m ³ /日以上	市に申請後、笛吹市地下水資源保護審議会に諮問	<ol style="list-style-type: none">1. 県又は市が定める土地利用の計画に反しないこと。2. 隣接する既設井戸に支障を及ぼさない程度の採取量であること。3. 排水施設が十分講じられていること。4. 量水計が設置されていること。5. 他の水をもってかえることが困難なこと。6. 自噴井については、制水設備の設置等により不使用時の流出防止対策が講じられること。7. その他市長が必要と認める事項。

(3) 自然環境の保全に関する指針等環境保全に関する施策

山梨県では、環境の保全及び創造に関する基本理念並びに県民・事業者・県の責務を定めるとともに、施策を総合的に推進し、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、平成16年4月に「環境基本条例」を施行し、そして、環境基本条例で定めた環境の保全及び創造に関する施策の方向等を明らかにするとともに、施策を総合的、計画的に推進するため、平成17年2月に「山梨県環境基本計画」が策定されている。

「山梨県環境基本計画」では、計画の目指すべき方向として4つの方向を定め、また8分野の基本的な施策を掲げている。

表 3-2-113 「山梨県環境基本計画」の概要

<p>【4つの目指すべき方向】</p> <p>①資源循環型社会の実現 過剰な資源消費を抑え、限りある資源の循環的な利用を基調とする社会の実現を目指す。</p> <p>②人と自然との共生 自然の持つ豊かな恵みを次世代に継承するため、自然との共生を目指す。</p> <p>③快適な生活環境の確立 環境汚染のない社会、心を豊かにする緑や水辺、景観さらに歴史的・文化的遺産の保全により得られる潤いのある快適な生活環境の確立を目指す。</p> <p>④地球環境の保全 顕在化した地球温暖化等の地球環境に関する課題、地球環境への環境負荷について認識し、足元である県から地球環境の保全を目指す。</p>	
<p>【8分野の基本的な施策】</p>	
<p>【1】循環型社会システムの確立 ○生活様式等の転換の促進 ○資源の循環的な利用の促進 ○廃棄物の適正処理の推進</p>	<p>【4】地球環境保全対策の推進 ○地球温暖化の防止 ○オゾン層の保護対策の推進 ○クリーンエネルギーの活用 ○国際協力の推進</p>
<p>【2】豊かな自然環境の保全 ○多様な自然環境の保全 ○野生動植物の保護 ○自然公園等の管理 ○自然とのふれあいの推進 ○環境影響評価制度の実施等</p>	<p>【5】環境教育・環境学習の推進 ○多様な環境教育・環境学習の推進 ○人材の育成</p> <p>【6】自発的な活動の促進 ○環境に関する活動の展開 ○民間環境保全団体の協働の促進</p>
<p>【3】さわやかな生活環境の保全と創造 ○大気汚染の防止 ○水質の保全 ○化学物質による環境保全の防止 ○騒音・振動・悪臭・地盤沈下・土壌汚染等の防止 ○魅力ある景観づくり</p>	<p>【7】情報の提供 ○環境情報の総合的な収集 ○提供体制の確立</p> <p>【8】調査・研究の実施 ○環境モニタリングの実施 ○環境科学研究の推進</p>

(4) 地球温暖化対策の推進に関する施策

① 地球温暖化対策の推進に関する法律

2002年6月4日付の閣議決定により、日本政府は京都議定書への批准を決めた。この決定により我が国は京都議定書の規定に基づいて、第一約束期間(2008年から2012年まで)において、1990年比で6%の温室効果ガス排出量を削減することが義務づけられた。

京都議定書の削減目標を達成するためには、国全体を対象とした総合的な対策が必要とされるため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成10年10月法律第117号)が制定された。この法律では、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにしており、この中で、「事業者は、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を(他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む)講ずるように努める」とされている。

② 山梨県地球温暖化対策実行計画

山梨県では、温暖化対策の推進を図り、「山梨県地球温暖化対策条例」が平成20年12月に公布され、条例に基づき「山梨県地球温暖化対策実行計画」が平成21年3月に策定されている。

この中で、山梨県の温室効果ガス総排出量(対象は京都議定書の6対象ガスである二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄)を、基準年(2005年)に対して、2012年までに29.1%の削減、2020年までに36.4%の削減、2050年までに県内の二酸化炭素排出量をゼロとする削減目標を達成するため、表3-2-114(1)～(2)に示す施策による地球温暖化対策の推進を行っている。

なお、対象事業で関連性が高い施策としては、表3-2-114(1)～(2)に示す二酸化炭素排出抑制対策[廃棄物部門]や二酸化炭素以外の排出抑制対策である。

表 3-2-114(1) 2012（平成 24 年）の主な排出削減対策と削減量

区分	排出部門	主な削減対策	削減量 千 t-CO2
CO2 排出抑制対策	産業部門・民生部門業務系	温室効果ガス排出抑制計画制度、環境対策融資制度等	596
	民生部門家庭系	省エネ機器、環境家計簿の普及促進等	117
	運輸部門	エコドライブ運動の展開、道路ネットワークの整備、自動車環境計画の実施、次世代自動車の普及等	210
	廃棄物部門	一般廃棄物・産業廃棄物の減量化・リサイクルの促進	36
CO2 以外の排出抑制対策		廃棄物対策、代替フロン回収・破壊の推進	68
再生可能エネルギー等		太陽光発電、小水力発電、バイオエタノール、燃料電池、その他新エネルギーの普及	191
温室効果ガス排出削減量 計			1,218
CO2 吸収源対策		山梨県森林吸収量確保推進計画、山梨県緑化計画の推進	949

資料) 山梨県：山梨県地球温暖化対策実行計画,平成 21 年 3 月

表 3-2-114(2) 2020（平成 32 年）の主な排出削減対策と削減量

区分	排出部門	主な削減対策	削減量 千 t-CO2
CO2 排出抑制対策	産業部門・民生部門業務系	対策の継続により、2012 年の削減量が維持されるものと想定	596
	民生部門家庭系	同上	117
	運輸部門	エコドライブ運動の展開、道路ネットワークの整備、次世代自動車の普及等の効果により、2012 年から 209 千 t-CO2 の削減	419
	廃棄物部門	対策の継続により、2012 年の削減量が維持されるものと想定	36
CO2 以外の排出抑制対策		同上	68
再生可能エネルギー等		太陽光発電の導入促進、小水力発電の普及等の効果により、2012 年から 64 千 t-CO2 の削減	253
温室効果ガス排出削減量 計			1,489
CO2 吸収源対策		山梨県森林吸収量確保推進計画、山梨県緑化計画の推進	949

資料) 山梨県：山梨県地球温暖化対策実行計画,平成 21 年 3 月

3.2.3 対象事業実施区域及びその周囲の概況のまとめ

1) 自然的状況

対象事業実施区域及びその周囲の自然的状況のまとめを表 3-2-115(1)～(4)に示す。

表 3-2-115(1) 対象事業実施区域及びその周辺の自然的状況のまとめ

調査項目		調査結果の概要																									
(1)大気環境	1)気象	<p>対象事業実施区域から北北西約 9km 地点に位置する甲府地方気象台の観測結果は以下のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>観測結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気温 (平年値)</td> <td>月別平均は1月が2.5℃と最も低く、8月が26.2℃と最も高い。最高気温は4月から10月にかけて20℃を上回り、月最低気温は12月から2月にかけて0℃を下回る。</td> </tr> <tr> <td>降水量 (平年値)</td> <td>年間降水量は1,109.7mmであり、6～8月にやや多くなり、台風の時期である9月に最大となっている。</td> </tr> <tr> <td>日照時間 (平年値)</td> <td>5月が最も多く、9月が最も少ない。</td> </tr> <tr> <td>平均風速</td> <td>2005年から2009年で2.1～2.3m/sとほぼ変わらず、3月頃に大きく10月頃に小さくなる傾向がある。</td> </tr> <tr> <td>風向</td> <td>2005年から2009年の最多風向は、年間では南西の風が最も多く、月別では1月から3月にかけて北西系、6月から8月にかけては南西の風向が最も多くなっている。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	観測結果	気温 (平年値)	月別平均は1月が2.5℃と最も低く、8月が26.2℃と最も高い。最高気温は4月から10月にかけて20℃を上回り、月最低気温は12月から2月にかけて0℃を下回る。	降水量 (平年値)	年間降水量は1,109.7mmであり、6～8月にやや多くなり、台風の時期である9月に最大となっている。	日照時間 (平年値)	5月が最も多く、9月が最も少ない。	平均風速	2005年から2009年で2.1～2.3m/sとほぼ変わらず、3月頃に大きく10月頃に小さくなる傾向がある。	風向	2005年から2009年の最多風向は、年間では南西の風が最も多く、月別では1月から3月にかけて北西系、6月から8月にかけては南西の風向が最も多くなっている。													
	項目	観測結果																									
	気温 (平年値)	月別平均は1月が2.5℃と最も低く、8月が26.2℃と最も高い。最高気温は4月から10月にかけて20℃を上回り、月最低気温は12月から2月にかけて0℃を下回る。																									
	降水量 (平年値)	年間降水量は1,109.7mmであり、6～8月にやや多くなり、台風の時期である9月に最大となっている。																									
	日照時間 (平年値)	5月が最も多く、9月が最も少ない。																									
平均風速	2005年から2009年で2.1～2.3m/sとほぼ変わらず、3月頃に大きく10月頃に小さくなる傾向がある。																										
風向	2005年から2009年の最多風向は、年間では南西の風が最も多く、月別では1月から3月にかけて北西系、6月から8月にかけては南西の風向が最も多くなっている。																										
2)大気質	<p>甲府市、笛吹市における測定局としては、平成20年度末において一般環境大気測定局で衛公研局、笛吹局があり、自動車排ガス測定局で県庁自動車排ガス局、国母自動車排ガス局がある。平成20年度の観測結果は以下のとおりとなっている（結果は測定を行っている測定局のみを示す）。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>測定局</th> <th>観測結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化硫黄</td> <td>衛公研</td> <td>環境基準を達成している。</td> </tr> <tr> <td>二酸化窒素</td> <td>衛公研、笛吹、 県庁自排</td> <td>環境基準を達成している。</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質</td> <td>全局</td> <td>環境基準を達成している。</td> </tr> <tr> <td>一酸化炭素</td> <td>県庁自排、 国母自排</td> <td>環境基準を達成している。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">光化学オキシダント</td> <td>衛公研</td> <td>環境基準を超えた日が77日あった。</td> </tr> <tr> <td>笛吹</td> <td>環境基準を超えた日が96日あった。</td> </tr> <tr> <td>有害大気汚染物質</td> <td>衛公研、県庁自排、 国母自排</td> <td>環境基準を達成している。</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類</td> <td>衛公研</td> <td>環境基準を達成している。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	測定局	観測結果	二酸化硫黄	衛公研	環境基準を達成している。	二酸化窒素	衛公研、笛吹、 県庁自排	環境基準を達成している。	浮遊粒子状物質	全局	環境基準を達成している。	一酸化炭素	県庁自排、 国母自排	環境基準を達成している。	光化学オキシダント	衛公研	環境基準を超えた日が77日あった。	笛吹	環境基準を超えた日が96日あった。	有害大気汚染物質	衛公研、県庁自排、 国母自排	環境基準を達成している。	ダイオキシン類	衛公研	環境基準を達成している。
項目	測定局	観測結果																									
二酸化硫黄	衛公研	環境基準を達成している。																									
二酸化窒素	衛公研、笛吹、 県庁自排	環境基準を達成している。																									
浮遊粒子状物質	全局	環境基準を達成している。																									
一酸化炭素	県庁自排、 国母自排	環境基準を達成している。																									
光化学オキシダント	衛公研	環境基準を超えた日が77日あった。																									
	笛吹	環境基準を超えた日が96日あった。																									
有害大気汚染物質	衛公研、県庁自排、 国母自排	環境基準を達成している。																									
ダイオキシン類	衛公研	環境基準を達成している。																									
3)騒音	<p>道路交通騒音の面的評価結果について、笛吹市内においては、対象とした699戸中29戸（平成20年度）、甲府市では、対象とした16,885戸中931戸（平成21年度）が環境基準を超えていた。</p>																										
4)振動	<p>「平成21年版 やまなしの環境2009」（山梨県、平成22年2月）によると対象事業実施区域及びその周辺では振動に関する調査は実施されていない。</p>																										
5)悪臭	<p>「平成21年版 やまなしの環境2009」（山梨県、平成22年2月）によると対象事業実施区域及びその周辺では振動に関する調査は実施されていない。</p>																										

表 3-2-115(2) 対象事業実施区域及びその周辺の自然的状況

調査項目	調査結果の概要																								
(2)水環境	<p>1)水 象</p> <p>対象事業実施区域周辺における河川としては、対象事業実施区域の北側に沿って東から西に流れる間門川及び対象事業実施区域内の南側を東から西に流れ対象事業実施区域の北西約 300m の位置において間門川に合流する蟹沢川がある。間門川は対象事業実施区域の北西約 1.6km の位置において芋沢川と合流した後、富士川水系の笛吹川中流に流入している。</p>																								
	<p>2)水 質</p> <p>①河川 間門川、蟹沢川の水が流れ込む笛吹川において 5 地点で測定が実施され、平成 21 年度における水質調査結果は以下のとおりとなっている。 また、笛吹川でダイオキシン類の測定を実施している 1 地点の調査結果は環境基準を達成している。</p> <table border="1" data-bbox="501 647 1406 882"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>調査結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水素イオン濃度</td> <td>全地点で環境基準を達成している。</td> </tr> <tr> <td>溶存酸素量</td> <td>3 地点で環境基準値を下回った。</td> </tr> <tr> <td>生物化学的酸素要求量</td> <td>年間 75%値は全の地点で環境基準を達成している。</td> </tr> <tr> <td>浮遊物質</td> <td>1 地点で環境基準を超える検体があった。</td> </tr> <tr> <td>大腸菌群数</td> <td>全ての地点で環境基準値を超える検体があった。</td> </tr> <tr> <td>健康項目</td> <td>全ての地点の全項目で環境基準を達成している。</td> </tr> </tbody> </table> <p>②地下水 笛吹市、甲府市における地下水の調査結果は以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="501 987 1406 1346"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>調査結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>概況調査 (平成 21 年度)</td> <td>甲府市で 10 地点、笛吹市で 2 地点の調査が実施され、環境基準を超過する項目はなかった。</td> </tr> <tr> <td>継続監視調査 (平成 21 年度)</td> <td>笛吹市で 9 地点、甲府市で 5 地点の調査が実施され、砒素が笛吹市の 1 地点で、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が笛吹市の 2 地点で環境基準値を超過していた。</td> </tr> <tr> <td>汚染井戸周辺 地区調査(平成 17 年度)</td> <td>笛吹市境川町藤袋において硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を 12 地点で調査しており、1 地点で環境基準を超えていた。</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類 (平成 21 年度)</td> <td>甲府市の 5 地点で調査を実施しており、調査結果は環境基準を達成している。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	調査結果	水素イオン濃度	全地点で環境基準を達成している。	溶存酸素量	3 地点で環境基準値を下回った。	生物化学的酸素要求量	年間 75%値は全の地点で環境基準を達成している。	浮遊物質	1 地点で環境基準を超える検体があった。	大腸菌群数	全ての地点で環境基準値を超える検体があった。	健康項目	全ての地点の全項目で環境基準を達成している。	項目	調査結果	概況調査 (平成 21 年度)	甲府市で 10 地点、笛吹市で 2 地点の調査が実施され、環境基準を超過する項目はなかった。	継続監視調査 (平成 21 年度)	笛吹市で 9 地点、甲府市で 5 地点の調査が実施され、砒素が笛吹市の 1 地点で、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が笛吹市の 2 地点で環境基準値を超過していた。	汚染井戸周辺 地区調査(平成 17 年度)	笛吹市境川町藤袋において硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を 12 地点で調査しており、1 地点で環境基準を超えていた。	ダイオキシン類 (平成 21 年度)	甲府市の 5 地点で調査を実施しており、調査結果は環境基準を達成している。
	項目	調査結果																							
	水素イオン濃度	全地点で環境基準を達成している。																							
	溶存酸素量	3 地点で環境基準値を下回った。																							
生物化学的酸素要求量	年間 75%値は全の地点で環境基準を達成している。																								
浮遊物質	1 地点で環境基準を超える検体があった。																								
大腸菌群数	全ての地点で環境基準値を超える検体があった。																								
健康項目	全ての地点の全項目で環境基準を達成している。																								
項目	調査結果																								
概況調査 (平成 21 年度)	甲府市で 10 地点、笛吹市で 2 地点の調査が実施され、環境基準を超過する項目はなかった。																								
継続監視調査 (平成 21 年度)	笛吹市で 9 地点、甲府市で 5 地点の調査が実施され、砒素が笛吹市の 1 地点で、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が笛吹市の 2 地点で環境基準値を超過していた。																								
汚染井戸周辺 地区調査(平成 17 年度)	笛吹市境川町藤袋において硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を 12 地点で調査しており、1 地点で環境基準を超えていた。																								
ダイオキシン類 (平成 21 年度)	甲府市の 5 地点で調査を実施しており、調査結果は環境基準を達成している。																								
<p>3)底 質</p> <p>平成 21 年度における笛吹川の底質については、笛吹川下流三郡東橋の 1 地点においてダイオキシン類の測定が実施されており、環境基準を達成している。</p>																									
<p>4)土壌 汚染</p> <p>笛吹市、甲府市における土壌調査については、平成 20 年度に甲府市立湯田小学校の 1 地点でダイオキシン類の調査が実施され、環境基準を達成している。</p>																									
(3)土壌及び地盤環境	<p>1)土 壌</p> <p>対象事業実施区域の土壌は、およそ北側半分は淡色黒ボク土(丸山統)、南側半分は褐色森林土(氷見統)が分布し、北東側及び南西側の敷地境界付近に褐色森林土(中道 2 統)も分布している。</p>																								
	<p>2)地 形</p> <p>対象事業実施区域は、緩やかな山地斜面にあり、南側の一部が谷底平野となっている。なお、対象事業実施区域に近い活断層は、北側約 1km の位置に確実な活断層が、不確かな活断層が北側約 220m の位置にあるが、対象事業実施区域には存在していない。</p>																								
	<p>3)地 質</p> <p>対象事業実施区域の表層地質は、主に洪積世の洪積堆積物であり西側及び南側の低地部は沖積世の砂礫質沖積層となっている。</p>																								
	<p>4)重要な 地形・地質</p> <p>地形レッドデータブックによると、対象事業実施区域より北西側約 2km の曾根丘陵の断層地形が危機にある地形に選定されており、対象事業実施区域より北西側約 2km の曾根丘陵の新期断層変位地形及び北東側約 2~14km の一宮町周辺の扇状地群が、保全すべき地形に選定されているが、対象事業実施区域には重要な地形・地質は分布していない。</p>																								

表 3-2-115(3) 対象事業実施区域及びその周辺の自然的状況

調査項目		調査結果の概要
(4) 植物、 動物及び 生態系	1) 植 物	<p>対象事業実施区域及びその周辺の植生は、主に中央から東側にかけて桑園、南西側の低地部に水田雑草群落が分布し、一部ヤブツバキクラス域代償植生としてクヌギーコナラ群集及びアカマツ植林が分布する。なお、現在の対象事業実施区域は主に果樹園、畑及び水田が主体であり、南東側の休耕田の一部は湿地状となった地域がみられる。</p> <p>また、対象事業実施区域及びその周辺には、特定植物群落、巨樹・巨木林は分布していない。</p>
	2) 動 物	<p>①哺乳類 対象事業実施区域及びその周辺の旧境川村及び旧中道町においては、過去にコウモリ、ムササビ、ノウサギ、ホンドタヌキ、ニホンイタチ、ニホンアナグマ、ニホンリス、ホンシュウモモンガ、ニホンザル、ヤマネ、キツネ、イノシシ、タヌキ、ニホンツキノワグマ等が確認されている。</p> <p>②鳥 類 対象事業実施区域及びその周辺の旧境川村及び旧中道町においては、過去に猛禽類としてはオオタカ、チョウゲンボウ、ノスリ、ハチクマ、クマタカ、オジロワシ等が確認され、その他、鳥類も多種確認されている。</p> <p>③両生類・爬虫類 対象事業実施区域及びその周辺の旧境川村及び旧中道町においては、過去に両生類ではカジカガエル、シュレーゲルアオガエル、タゴガエル、ヤマアカガエル、ウシガエル、ニホンアマガエル、爬虫類ではイシガメ、ミシシippアカミミガメ、ニホンカナヘビが確認されている。</p> <p>④淡水魚類 対象事業実施区域周辺の水域の本流である笛吹川においては、過去にアブラハヤ、ウグイ、カジカ、コイ、ドジョウ、ナマズ、モツゴが確認され、旧境川村及び旧中道町においては、カジカ、ヤマメ、アマゴ、スジシマドジョウ等が確認されている。</p> <p>⑤昆虫類 対象事業実施区域周辺の旧境川村及び旧中道町においては、多種の昆虫類が確認されており、準絶滅危惧種（山梨県）に指定されているオオチャバネセセリも確認されている。</p>

表 3-2-115(4) 対象事業実施区域及びその周辺の自然的状況

調査項目		調査結果の概要
(5) 景 観	1) 景 観	<p>対象事業実施区域及びその周辺は、御坂山地から流れ出る河川によって形成された複合扇状地が、変位を受けて形成された丘陵地(曾根丘陵)にあたり、丘陵地が開拓された農村景観を呈している。</p> <p>景観構成要素としては、田畑、果樹園及び住宅地などの人工的要素と、背後に広がる樹林地、また対象事業実施区域周辺を流れる間門川、蟹沢川など自然的要素が混在し形成されている。</p>
(6) 人と自然との触れ合い活動の場	1) 人と自然との触れ合い活動の場	<p>対象事業実施区域の周辺には、公園やアウトドア施設などが分布しているが、対象事業実施区域内には主要な人と自然との触れ合いの活動の場は分布していない。なお、笛吹市にはレクリエーションの場として、散策コースが設定されている地域があるが、対象事業実施区域周辺には存在していない。</p>
(7) 歴史的・文化的環境	1) 歴史的・文化的環境	<p>①文化財等の状況</p> <p>対象事業実施区域に最も近い指定文化財としては、直近に桑原家文書があるが、書跡であって対象事業による影響を受けるものではない。</p> <p>②埋蔵文化財包蔵地</p> <p>対象事業実施区域には、周知の埋蔵文化財として、馬場遺跡、前付遺跡、大祥寺遺跡が分布し、対象事業実施区域周辺にも、数多くの集落跡、散布地、古墳などが分布している。</p> <p>なお、対象実施区域における試掘調査の結果、ごみ処理施設の範囲においては、出土品が確認されたため、工事着手前に本掘を行う予定である。最終処分場の範囲においては、試掘の結果、出土品は確認されなかった。</p>
(8) その他の事項	1) テレビジョン電波	<p>対象事業実施区域及びその周辺のテレビジョン放送は、甲府局（アナログ、デジタル）及び甲府南局（アナログ：親局は甲府局）から受信している状況である。</p>
	2) 公害苦情件数	<p>平成 20 年度における甲府市、山梨市、笛吹市、甲州市においては、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭に関して合計 309 件の苦情がある。</p>

2) 社会的状況

対象事業実施区域及びその周囲の社会的状況のまとめを表 3-2-116(1)～(6)に示す。

表 3-2-116(1) 対象事業実施区域及びその周囲の社会的状況のまとめ

調査項目		調査結果の概要															
(1) 行政区画	1) 行政区画	対象事業実施区域は、笛吹市の北西側の境川町寺尾地区に位置し、甲府市との市境に近く、周辺は主に甲府盆地の南東部から山地へと向かう途中の丘陵部（曾根丘陵）となっている。また、笛吹市は、平成 16 年 10 月 12 日に旧春日居町、旧石和町、旧御坂町、旧一宮町、旧八代町、旧境川町が合併し誕生し、平成 18 年 8 月 1 日には旧芦川村とも合併している。															
(2) 人口	1) 人口及び世帯数	平成 22 年度における人口、世帯数は以下に示すとおりであり、近年減少傾向にある。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>人口総数</th> <th>世帯数総数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>甲府市</td> <td>198,838</td> <td>85,211</td> </tr> <tr> <td>笛吹市</td> <td>70,519</td> <td>25,445</td> </tr> <tr> <td>山梨市</td> <td>36,796</td> <td>13,035</td> </tr> <tr> <td>甲州市</td> <td>33,947</td> <td>11,583</td> </tr> </tbody> </table>	地域	人口総数	世帯数総数	甲府市	198,838	85,211	笛吹市	70,519	25,445	山梨市	36,796	13,035	甲州市	33,947	11,583
	地域	人口総数	世帯数総数														
	甲府市	198,838	85,211														
笛吹市	70,519	25,445															
山梨市	36,796	13,035															
甲州市	33,947	11,583															
2) 人口密度	平成 22 年における人口密度は、甲府市 936 人/km ² 、笛吹市 349 人/km ² 、山梨市 127 人/km ² 、甲州市 129 人/km ² である。																
3) 人口動態	自然動態については、甲府市、笛吹市、山梨市、甲州市のいずれも減少しており、社会動態については、笛吹市を除き減少している。																
(3) 産業	1) 産業人口	平成 17 年における産業別就業者数を見ると、甲府市では卸売・小売業の就業者が最も多く、次いで製造業の順となっている。笛吹市、山梨市及び甲州市では農業が最も多く、次いで卸売・小売業の順となっている。															
	2) 産業構造	<p>① 商 業 甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市の平成 16 年から平成 19 年にかけての変化をみると、商店数は 4 市とも減少しているが、従業者数及び年間商品販売額は、甲州市で増加し、その他 3 市では減少している。</p> <p>② 工 業 甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市の平成 19 年から平成 21 年にかけての変化をみると、事業所数は 4 市とも増減を繰り返しているが、従業者数は、山梨市を除き年々減少している。年間製造品出荷額等は、4 市とも平成 19 年から平成 20 年の変化に比べ、平成 20 年から平成 21 年は大きく減少している。</p> <p>③ 農業・林業 平成 21 年度における農業就業人口は、甲府市 2,300 人、笛吹市 7,214 人、山梨市 3,619 人及び甲州市 4,489 人であり、4 市ともに、専業農家よりも兼業農家の数が多い。 また、平成 21 年度における森林面積は、甲府市 13,633ha、笛吹市 11,836ha、山梨市 23,684ha 及び甲州市 21,141ha であり、甲府市、笛吹市では、民有林面積が多く、山梨市、甲州市では公有林面積と民有林面積がそれぞれ約半分の割合となっている。</p> <p>④ 漁 業 平成 15 年における漁業就業者数は、甲府市 6 人、笛吹市 28 人、山梨市 14 人及び甲州市 3 人であり、全て養殖業となっている。</p>															

表 3-2-116(2) 対象事業実施区域及びその周辺の社会的状況のまとめ

調査項目		調査結果の概要
(4)土地利用	1) 土地利用状況	甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市を含む国中地域では、平成 17 年から平成 19 年の間に、農用地が減少し、森林、宅地、道路の面積が増加している。
	2) 土地利用計画	対象事業実施区域は「都市計画法」に基づく都市計画区域となっているが、対象事業実施区域及びその周辺は用途地域の指定はない。 また、対象事業実施区域は一部を除いて、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農業振興地域となっており、農用地区域にも指定されている。
(5)環境保全についての配慮が特に必要な施設の状況	1) 幼稚園・保育所・学校	対象事業実施区域に近い施設としては、西へ約 0.5km の位置に中道保育所、南西へ約 1km の位置に中道南小学校がある。それ以外の施設は、中央市の大鳥居地区に 2 ヶ所、甲府市の市街地及びその周辺や笛吹市の境川町小黒坂地区から八代町にかけての地域に多数存在している。
	(2)病院、福祉施設、文化施設	対象事業実施区域に近い施設としては、西へ約 1km の位置に健康の杜センター アネシス、西へ約 1.5km の位置に中道 YLO 会館、北西へ約 1.5km の位置に県立考古博物館、北東へ約 1.5km の位置に境川坊ヶ峯ふれあいセンターがある。それ以外の施設は、甲府市の上曾根地区に 1 ヶ所、笛吹市の境川町三柵地区及び小黒坂地区から八代町にかけての地区に存在している。
(6)水利用	1) 水域利用の状況	対象事業実施区域の北側端を流れる間門川及び対象事業実施区域内を流れる蟹沢川においては、水田地帯へ農業用水としての取水が行われている。
	2) 地下水の利用状況	対象事業実施区域の北側約 1km の位置及び北東側約 1.5km の位置に農業用の深井戸が設置されている。
	3) 漁業権の設定状況	対象事業実施区域の北側端を流れる間門川及び対象事業実施区域内を流れる蟹沢川は笛吹川の支流であり、これら支流が合流する笛吹川の中流域に関しては山梨中央漁業協同組合が漁業権者である。
(7)交通	1)交通	対象事業実施区域内には、北側にある県道鶯宿中道線の支道が通っている。また、対象事業実施区域の西側に一般国道 358 号線が南北に通っており、県道鶯宿中道線が接続している。

表 3-2-116(3) 対象事業実施区域及びその周辺の社会的状況のまとめ

調査項目	調査結果の概要														
(8)環境整備 1) 下水道の整備状況	甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市における平成 20 年 3 月末現在の下水道整備状況については、4 市ともに、公共下水道または浄化槽が利用されており、水洗化率は 92%以上と高い。														
2) 上水道の整備状況	甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市における平成 21 年度の水道給水普及状況については、4 市とも上水道の普及率は 95%以上と高い。														
3) 一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設の状況	<p>①一般廃棄物処理施設の状況</p> <p>一般廃棄物処理施設の状況は以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="533 607 1406 1227"> <thead> <tr> <th data-bbox="533 607 719 645">施設</th> <th data-bbox="719 607 1406 645">状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="533 645 719 741">ごみ焼却施設</td> <td data-bbox="719 645 1406 741">平成 22 年 8 月現在、山梨県内には、10 施設あり、施設規模は全体で 1,239 トン/日である。このうち、現在の甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市に係るものは 3 施設ある。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="533 741 719 837">粗大ごみ処理施設</td> <td data-bbox="719 741 1406 837">平成 22 年 8 月現在、山梨県内には、3 施設あり、施設規模は全体で 145 トン/日である。このうち現在の甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市に係るものは 1 施設である。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="533 837 719 934">資源化等を行う施設</td> <td data-bbox="719 837 1406 934">平成 22 年 8 月現在、山梨県内には、6 施設あり、このうち現在の甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市に係るものは、1 施設である。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="533 934 719 1008">ごみ固形燃料化施設</td> <td data-bbox="719 934 1406 1008">平成 22 年 8 月現在、山梨県内には、1 施設あるが、現在の甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市に係るものはない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="533 1008 719 1128">埋立処分施設</td> <td data-bbox="719 1008 1406 1128">平成 22 年 8 月現在、山梨県内には、4 施設あり、埋め立て容量は全体で 250,500 m³である。このうち、現在の甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市に係るものは、3 施設であるが、既に全ての施設の埋立が完了している。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="533 1128 719 1227">し尿処理施設</td> <td data-bbox="719 1128 1406 1227">平成 22 年 8 月現在、山梨県内には、14 施設あり、施設規模は全体で 798 kℓ/日である。このうち、現在の甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市に係るものは 5 施設である。</td> </tr> </tbody> </table> <p>②産業廃棄物処理施設の状況</p> <p>山梨県内から排出される産業廃棄物の量は、平成 20 年度で 157 万 1 千トンと推定されており、5 年間で約 14 万トン減少している。</p> <p>産業廃棄物の内容は、砂利の洗浄や工場排水の中和、下水処理などに伴う汚泥が 92 万 4 千トンとほとんどで、次いで建設現場から出るがれき類、金属くず、廃プラスチック類などとなっている。</p> <p>山梨県内には産業廃棄物の最終処分場は安定型の処分場が一ヶ所、管理型の処分場が一ヶ所あるが、産業廃棄物の最終処分量は平成 20 年度で 14 万 4 千トンと推計されており、そのうち 11 万 9 千トンが事業者により自家処理され、残り 2 万 4 千トンのほとんどが、処理業者によって県外に運ばれ最終処分されている。</p>	施設	状況	ごみ焼却施設	平成 22 年 8 月現在、山梨県内には、10 施設あり、施設規模は全体で 1,239 トン/日である。このうち、現在の甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市に係るものは 3 施設ある。	粗大ごみ処理施設	平成 22 年 8 月現在、山梨県内には、3 施設あり、施設規模は全体で 145 トン/日である。このうち現在の甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市に係るものは 1 施設である。	資源化等を行う施設	平成 22 年 8 月現在、山梨県内には、6 施設あり、このうち現在の甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市に係るものは、1 施設である。	ごみ固形燃料化施設	平成 22 年 8 月現在、山梨県内には、1 施設あるが、現在の甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市に係るものはない。	埋立処分施設	平成 22 年 8 月現在、山梨県内には、4 施設あり、埋め立て容量は全体で 250,500 m ³ である。このうち、現在の甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市に係るものは、3 施設であるが、既に全ての施設の埋立が完了している。	し尿処理施設	平成 22 年 8 月現在、山梨県内には、14 施設あり、施設規模は全体で 798 kℓ/日である。このうち、現在の甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市に係るものは 5 施設である。
施設	状況														
ごみ焼却施設	平成 22 年 8 月現在、山梨県内には、10 施設あり、施設規模は全体で 1,239 トン/日である。このうち、現在の甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市に係るものは 3 施設ある。														
粗大ごみ処理施設	平成 22 年 8 月現在、山梨県内には、3 施設あり、施設規模は全体で 145 トン/日である。このうち現在の甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市に係るものは 1 施設である。														
資源化等を行う施設	平成 22 年 8 月現在、山梨県内には、6 施設あり、このうち現在の甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市に係るものは、1 施設である。														
ごみ固形燃料化施設	平成 22 年 8 月現在、山梨県内には、1 施設あるが、現在の甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市に係るものはない。														
埋立処分施設	平成 22 年 8 月現在、山梨県内には、4 施設あり、埋め立て容量は全体で 250,500 m ³ である。このうち、現在の甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市に係るものは、3 施設であるが、既に全ての施設の埋立が完了している。														
し尿処理施設	平成 22 年 8 月現在、山梨県内には、14 施設あり、施設規模は全体で 798 kℓ/日である。このうち、現在の甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市に係るものは 5 施設である。														

表 3-2-116(4) 対象事業実施区域及びその周辺の社会的状況のまとめ

調査項目	調査結果の概要
(9) 関係法令等の指定、規制等	<p>1) 関係法令による指定地域、地区の指定状況</p> <p>対象事業実施区域及び周辺は、次の法令による地域・区域等の指定がなされている。</p> <p>①都市計画法：対象事業実施区域を含む笛吹市全域は、都市計画区域に指定されているが、対象事業実施区域及びその周辺は用途地域の指定はない。</p> <p>②農業振興地域の整備に関する法律：対象事業実施区域及び周辺は、農業振興地域（農用地区域）に指定されている。</p> <p>③国土利用計画法：対象事業実施区域内の中央部の大半及び対象事業実施区域の周辺（北側）は、農業地域（農用地区域）に指定されている。</p> <p>④河川法：対象事業実施区域を流れる蟹沢川及び、対象事業実施区域の北側端を流れる間門川は河川区域に指定されている。</p> <p>⑤土砂災害防止法：対象事業実施区域北西側に土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）及び土砂災害警戒区域（地滑り）が、対象事業実施区域及び周辺を流れる間門川、蟹沢川周辺は土砂災害特別警戒区域（土石流）に指定されている。</p>
	<p>2) 公害の防止に係る地域等の指定及び規制の状況</p> <p>①大気汚染</p> <p>(ア)環境基準等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「環境基本法」（平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号）に基づく大気汚染に係る環境基準 ・「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年 7 月 16 日法律第 105 号）に基づく、大気汚染に係るダイオキシン類の環境基準 ・中央公害対策審議会が示した大気中炭化水素濃度の指針（光化学オキシダントの環境基準を達成するうえで必要とされる炭化水素の排出抑制のための行政上の目標） <p>(イ)規制基準等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「大気汚染防止法」（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 97 号）に基づく排出基準 ・「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年 7 月 16 日法律第 105 号）に基づく、ダイオキシン類の大気排出基準 <p>②騒音</p> <p>(ア)環境基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「環境基本法」（平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号）に基づく騒音に係る環境基準 <p style="padding-left: 2em;">本事業による資機材等運搬車両及び廃棄物運搬車両の運搬ルート</p> <p>(イ)規制基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「騒音規制法」（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号）に基づく特定工場等に対する規制基準 ・「騒音規制法」（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号）に基づく特定建設作業に対する規制基準 ・「騒音規制法」（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号）に基づく自動車騒音の要請限度 <p style="padding-left: 2em;">本事業による資機材等運搬車両及び廃棄物運搬車両の運搬ルート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「山梨県生活環境の保全に関する条例」（昭和 50 年 7 月 12 日 山梨県条例第 12 条）に基づく特定工場等の設置の届出及び規制基準 ・「山梨県生活環境の保全に関する条例」（昭和 50 年 7 月 12 日 山梨県条例第 12 条）に基づく特定建設作業の規制基準 ・「甲府市環境保全条例」（平成 22 年 6 月 23 日 条例第 25 号）に基づく特定施設の規制基準

表 3-2-116(5) 対象事業実施区域及びその周辺の社会的状況のまとめ

調査項目	調査結果の概要
<p>(9) 関係法令等の指定、規制等</p> <p>2) 公害の防止に係る地域等の指定及び規制の状況</p>	<p>③振 動</p> <p>(7) 規制基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「振動規制法」(昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号) に基づく特定工場等の規制基準 ・「振動規制法」(昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号) に基づく特定建設作業の規制基準 ・「振動規制法」(昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号) に基づく道路交通振動の限度 <p>本事業による資機材等運搬車両及び廃棄物運搬車両の運搬ルート</p>
	<p>④悪 臭</p> <p>(7) 規制基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「悪臭防止法」(昭和 46 年 6 月 1 日法律第 91 号) に基づく規制基準
	<p>⑤水質汚濁</p> <p>(7) 環境基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「環境基本法」(平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号) に基づく、地下水の水質汚濁に係る環境基準 ・「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年 7 月 16 日法律第 105 号) に基づく、水質汚濁に係るダイオキシン類の環境基準 <p>(イ) 規制基準等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「下水道法」(昭和 33 年 4 月 24 日法律第 79 号) 及び「笛吹市下水道条例」(平成 16 年 10 月 12 日条例第 170 号) に基づく、下水道排除基準が定められている。
	<p>⑥土壌汚染</p> <p>(7) 環境基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「環境基本法」(平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号) に基づく土壌汚染に係る環境基準 ・「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年 7 月 16 日法律第 105 号) に基づく、土壌の汚染に係るダイオキシン類の環境基準 <p>本事業においては、焼却施設供用時の煙突排ガスに伴う土壌汚染の可能性がある。</p>
<p>⑦地盤沈下</p> <p>(7) 規制基準等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「山梨県地下水資源の保護および採取適正化に関する要綱」(昭和 48 年 6 月 1 日) に基づく指導基準 ・「笛吹市地下水資源の保全及び採取適正化条例」(平成 16 年 10 月 12 日条例第 144 号) に基づく許可基準 	

表 3-2-116(6) 対象事業実施区域及びその周辺の社会的状況のまとめ

調査項目	調査結果の概要
(9) 関係法令等の指定、規制等	<p>3) 自然環境の保全に関する指針等環境保全に関する施策</p> <p>山梨県では、環境の保全及び創造に関する基本理念並びに県民・事業者・県の責務を定めるとともに、施策を総合的に推進し、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、平成 16 年 4 月に「環境基本条例」を施行し、そして、環境基本条例で定めた環境の保全及び創造に関する施策の方向等を明らかにするとともに、施策を総合的、計画的に推進するため、平成 17 年 2 月に「山梨県環境基本計画」が策定されている。</p>
4) 地球温暖化対策の推進に関する施策	<p>①地球温暖化対策の推進に関する法律</p> <p>京都議定書の削減目標を達成するためには、国全体を対象とした総合的な対策が必要とされるため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成 10 年 10 月法律第 117 号) が制定された。この法律では、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにしており、この中で、「事業者は、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を(他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む)講ずるように努める」とされている。</p> <p>②山梨県地球温暖化対策実行計</p> <p>山梨県では、温暖化対策の推進を図り、「山梨県地球温暖化対策条例」が平成 20 年 12 月に公布され、条例に基づき「山梨県地球温暖化対策実行計画」が平成 21 年 3 月に策定されている。</p>

